監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査
（事業場調査票）

厚生労働省　要請研究

＜調査への御協力のお願い＞

１．この調査は、厚生労働省所管の調査研究機関である独立行政法人 労働政策研究・研修機構（※）が、厚生労働省労働基準局からの研究要請を受けて、実施するものです（※https://www.jil.go.jp/）。

２．働き方改革関連法の法案審議における衆議院附帯決議において、「管理監督者など労働基準法第四十一条各号に該当する労働者の実態について調査するものとすること」とされています。このうち、同条第３号の**監視・断続的労働の許可から一定期間経過した事業場における運用実態及び監視・断続的労働に関する意識・認識を明らかにするため**、調査を実施しています。結果は、今後の労働政策を立案する上での重要な資料として、有効に活用してまいります。御多忙のところ誠に恐縮ですが、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

３．本調査は、**平成 30（2018）年１月１日～令和３（2021）年 12 月 31 日の４年間に、労働基準監督署への許可申請に対して監視・断続的労働の許可（労働基準法施行規則第 34 条）が出された事業場の全数に配布しています。**以下の設問では、令和６(2024)年４月１日時点で適用を受けている許可に基づき、特に断りのない場合、令和６（2024）年４月１日時点の内容で（設問によっては４月の１か月間の状況について）回答してください。

４．**御回答いただいた内容は統計以外の目的で使用することは一切なく**、御回答は統計的に処理され、貴社の企業名・事業場名はもとより、**個別の内容が特定されることは一切ございませんので、ありのままを御記入ください。**

５．**この調査は事業場を単位としています**。企業全体についての設問以外は、貴事業場（＝封筒宛名の事業場）の状況をお答えください。

６．貴事業場において、労働基準監督署からの監視・断続的労働の許可の取得に携わった方、もしくは、人事・総務、又は従業員の労務管理を行っている御担当者様に、御記入をお願いいたします。

７．設問への御回答は、「１つに○」「該当全てに○」「数値を記入」など、指定された回答方法に沿って御記入ください。また、「その他」を選択された場合は、具体的な内容を（　　）内に御記入ください。

８．御記入が終わりましたら、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、**2024 年９月２日（月）**までに、郵便ポストに御投函ください。

９．調査票の発送、回収、入力は、実施機関である株式会社サーベイリサーチセンターに委託しています。

御不明な点は専用フリーダイヤルまでお問合せください。ＦＡＸや電子メールでも受け付けています。

【お問合せ窓口】TEL＜専用フリーダイヤル・無料＞ 0120-901-844
（土日祝日を除く9:00～12:00／13:00～18:00）
FAX：03-5615-9264／E-mail：kyokajigyo[at]surece.co.jp
【調査主体】独立行政法人　労働政策研究・研修機構（担当：調査部／奥田）
【調査票の発送・回収・入力委託先】株式会社サーベイリサーチセンター（担当：社会情報部／桑野、根岸）

プライバシーマーク 12390008(12)

【本調査は、オンラインでも御回答いただけます。】
PCやスマートフォンからの御回答はアンケート回答専用ウェブページ
＜＜https://en.surece.co.jp/danzoku01/＞＞　を御利用ください。
下記のＩＤ・パスワードでログインしてください。右記のＱＲコードからもアクセスできます。
ＩＤ　　パスワード

【QR コード】

(*) QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

Ⅰ　貴社の企業・事業場の概要についてお聞きします。

問１：貴事業場を含め貴社全体（本社、支社、工場、営業所等を合わせた全体）の常用労働者（※１）数について該当する区分１つに○をつけてください（令和６（2024）年４月１日現在）。**（最も近い１つに○）**

１．１～９人	２．10～29 人	３．30～49 人	４．50～99 人
５．100～299 人	６．300～499 人	７．500～999 人	８．1,000 人以上

（※１）本調査では、常用労働者とは、貴事業場に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに、又は１か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます（他事業場に派遣している派遣労働者も含む。なお、別企業に出向している者は含めない。）。

問２：貴事業場の常用労働者数について該当する区分１つに○をつけてください（令和６（2024）年４月１日現在）。
（最も近い１つに○）

１．１～９人	２．10～29 人	３．30～49 人	４．50～99 人
５．100～299 人	６．300～499 人	７．500～999 人	８．1,000 人以上

問３：貴事業場の業種について該当する区分１つに○をつけてください。（**最も近い１つに○**）

１．鉱業、採石業、砂利採取業	２．建設業	３．製造業
４．電気・ガス・熱供給・水道業	５．情報通信業	６．運輸業、郵便業
７．卸売業、小売業	８．金融業、保険業	９．不動産業、物品賃貸業
10．学術研究、専門・技術サービス業	11．宿泊業、飲食サービス業	12．生活関連サービス業、娯楽業
13．教育、学習支援業	14．医療、福祉	15．複合サービス事業
16．サービス業（他に分類されないもの）		

問４：貴事業場の形態について該当する区分１つに○をつけてください。（**最も近い１つに○**）

１．事業所（事務所）	２．営業所	３．店舗、飲食店
４．工場、作業所	５．輸送・配送センター	６．病院、医療介護施設
７．学校、保育所	８．旅館、ホテル等の宿泊施設	９．工事現場の関連施設（仮設事務所等）
10．その他（具体的に：　　）		

Ⅱ　貴事業場が許可を受けた監視・断続的労働（※２）についてお聞きします。

（※２）監視・断続的労働に従事する者の労働時間等に関する規定の適用除外の許可について
事業場が労働基準監督署長の許可を受けることにより、労働基準法で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用を除外することができます(深夜労働に関する規定の適用は除外されないため、深夜労働時間(午後 10 時から午前５時まで)に対しては２割５分以上の割増賃金の支払いが必要です。)。

問５：貴事業場において、令和６（2024）年４月１日現在での監視・断続的労働の有無を回答してください。（１つに○）

１．今も行わせている　　２．今は行わせていない（過去に監視・断続的労働があったが、現在はない）

「２．今は行わせていない」を選択された事業場は、調査はこれで終了です。添付の返信用封筒（切手不要）に入れ、2024 年９月２日（月）までにポストに御投函ください。

「１．今も行わせている」（現在、監視・断続的労働に就いている労働者がいる）と回答した事業場は以下の設問にお答えください。

問６：貴事業場において、取得している許可の種類は以下のどれにあたりますか。（１つに○）

以下の設問は、令和６(2024)年４月１日時点で適用を受けている監視･断続的労働許可を基にお答えください。

１．監視のみ
２．断続のみ
３．監視と断続の両方

付問：その監視・断続的労働の許可を取得したのはいつですか（監視、断続の別に、取得した許可ごとに１つに○　該当項目がない場合は、空欄でかまいません（例：監視がない場合は、その回答欄は空欄）。

	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	わからない
（監視）➡	1	2	3	4	5	6	7	8
（断続）➡	1	2	3	4	5	6	7	8

Ⅲ　貴事業場の監視・断続的労働の業務についてお聞きします。

（※３）許可を取得した監視・断続的労働の業務の状況について、お答えください。監視の許可と断続的労働の許可の双方を取得している場合は、以下の問は断続的労働について回答してください。

問７：監視・断続的労働に関する許可書（※４）を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた内容について周知していますか。（１つに○）

1．許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している（事業場の全労働者が監視・断続的労働に就いていて、全員に周知している場合は、こちらを選択してください。）
2．許可書を保存しており、監視・断続的労働に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している
3．許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない
4．許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない

（※４）監視・断続的労働に関する許可書とは、労働基準監督署から「監視に従事する者に対する適用除外許可書」、「断続的労働に従事する者に対する適用除外許可書」等の名称で事業場に対して交付されているものです。

問８：監視・断続的労働に就く労働者に、通常、どのような業務に従事させていますか。令和６（2024）年４月の実績から、最も当てはまるものを回答してください。（１つに○）

1．修繕に関する業務（通常は閑散であるが、事故発生時に備えて待機する業務）
2．寄宿舎の賄い人、寮の管理人
3．警備員
4．役員専属運転手
5．その他（具体的に：　　）

（問９と問 10 は、断続的労働がある事業場（問６で「２．断続のみ」、「３．監視と断続の両方」と回答した事業場）にお聞きします。それ以外の監視のみの事業場（問６で「１．監視のみ」と回答した事業場）は問 11 へお進みください。）

問９：断続的労働に就く労働者について、手待ち時間（特に作業はなく待機していた時間。以下同じ。）中に、実際に作業（巡回や、来客対応など。以下同じ。）を行った時間数を把握していますか。把握の状況や、把握に対する考え方を回答してください。（１つに○）

1．手待ち時間中に発生した作業について、具体的な時間数まで把握している
2．手待ち時間中に作業が発生したことは把握しており、現状、具体的な時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい
3．手待ち時間中に作業が発生したことは把握しているが、現状、具体的な時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない
4．手待ち時間中に作業が発生したかどうかを把握していないが、今後は把握していきたい
5．手持ち時間中に作業が発生したかどうかを把握しておらず、今後も把握するつもりはない

問 10：令和６（2024）年４月において、拘束時間（所定労働時間）中に占める手待ち時間の割合はどの程度でしたか。最も多くの労働者に当てはまるものを回答してください。
ただし、手待ち時間中に実際に作業を行った時間は、把握している範囲で手待ち時間から除外してください。手待ち時間中に実際に作業を行った時間を把握していない場合には、手待ち時間として設定している時間の割合を回答してください。（１つに○）

1．ほぼ全て
2．８割以上９割未満
3．７割以上８割未満
4．６割以上７割未満
5．５割以上６割未満
6．５割未満 ⟶ 付問へ（それ以外の事業場は問 11 へ）

（問 10 で「６．５割未満」と回答した事業場にお聞きします。それ以外の事業場は問 11 へお進みください）

付問：令和６（2024）年４月に、手待ち時間の割合が、拘束時間（所定労働時間）中の５割に満たなくなった理由は何ですか。最も当てはまるものを回答してください。（１つに○）

１．許可当初から作業内容が変更されたため
２．許可当初から作業内容自体は変更されていないが、手待ち時間に行う作業の発生頻度が許可当初と比べて恒常的に増加しているため
３．臨時的な繁忙期のため
４．その他（具体的に：　　）
５．わからない、不明

（全ての監視・断続的労働がある事業場がお答えください）

問 11：労働者の健康・福祉を確保するための措置として、監視・断続的労働に就く労働者にのみ特別に行っている対応（※５）はありますか。又は何かしら対応を実施していく考えはありますか。（該当全てに○）

１．特別に行っている対応がある
２．特別に行っている対応はないが（選択肢１以外）、監視・断続的労働の業務に就かない労働者と同様の健康・福祉確保措置（医師による面接指導、勤務間インターバルの確保など）を実施している
３．特別に行っている対応はないが（選択肢１以外）、今後、特別な健康・福祉確保措置の実施を考えていきたい

（※５）特別に行っている対応とは、法令で義務付けられているもの以外で行っている措置をいいます。これまでに措置を実施した実績がなくても、何らかの社内基準を満たせば措置を実施することとしている（ルールを定めている）場合には、選択肢１を選択してください。

（問 11 で「１．特別に行っている対応がある」と回答した事業場にお聞きします。それ以外の事業場は問 12 へお進みください）

付問：監視・断続的労働に就く労働者にのみ行っている特別な対応とは何ですか。（該当全てに○）

１．勤務状況及び健康状態に応じて、通常受診するもの以外に健康診断を実施する
２．勤務状況及び健康状態に応じて、産業医等による健康指導を行う
３．勤務状況及び健康状態に応じて、代償休息または特別な休暇を付与する
４．健康相談窓口を設置する
５．勤務状況及び健康状態に配慮し、必要な場合に別の部署に配置転換する
６．その他（具体的に：　　）

問 12：監視・断続的労働について労務管理をする上で、どのようなことが重要だと考えていますか。現状気をつけている・工夫していること又は今後気をつけたい・工夫したいことで、最も当てはまるものを一つ選択してください。（１つに○）

１．許可書を保存し、その内容を企業内、事業場内で周知すること
２．手待ち時間を十分に確保できるよう（手待ち時間中に作業過多とならないよう）業務量を調整すること
３．許可を受けた時間帯以外に作業が発生した場合、その時間を適正に把握すること
４．拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずること
５．その他（具体的に：　　）

問 13：監視・断続的労働について、今後よりよい労務管理を実現していくためには、どのような制度が必要だと思いますか。当てはまるものを全て選択してください。（該当全てに○）

１．許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）
２．許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい
３．拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである
４．その他（具体的に：　　）
５．特になし（１～４とは同時選択不可）

★★御回答いただき、誠に有り難うございました。★★

同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、２０２４年９月２日（月）までに郵便ポストに御投函ください。

監視・断続的労働に就く労働者に関する意識調査
（労働者調査票）　厚生労働省　要請研究

＜調査への御協力のお願い＞

１．この調査は、厚生労働省所管の調査研究機関である独立行政法人　労働政策研究・研修機構（※）が、厚生労働省労働基準局からの研究要請を受けて、実施するものです（※https://www.jil.go.jp/）。

２．働き方改革関連法の法案審議における衆議院附帯決議において、「管理監督者など労働基準法第四十一条各号に該当する労働者の実態について調査するものとすること」とされています。このうち、同条第３号の**監視・断続的労働の許可から一定期間経過した事業場における運用実態及び監視・断続的労働に関する意識・認識を明らかにするため**、調査を実施しています。結果は、今後の労働政策を立案する上での重要な資料として、有効に活用してまいります。御多忙のところ誠に恐縮ですが、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

３．本調査は、**平成 30（2018）年１月１日～令和３（2021）年 12 月 31 日の４年間に、労働基準監督署への許可申請に対して監視・断続的労働の許可（労働基準法施行規則第 34 条）が出された事業場の全数を通じて、監視・断続的労働に就く労働者（管理職を除く。令和６（2024）年４月に監視又は断続的労働のいずれかに従事した者に限る。）に御回答いただくようお願いしております。**以下の設問では、特に断りのない場合、令和６（2024）年４月１日時点の内容で（設問によっては４月の１か月間の状況について）回答してください。

４．**御回答いただいた内容は統計以外の目的で使用することは一切なく**、御回答は統計的に処理され、**個別の内容が特定されることは一切ございませんので、ありのままを御記入ください。**

５．設問への御回答は、「１つに○」「該当全てに○」「数値を記入」など、指定された回答方法に沿って御記入ください。また、「その他」を選択された場合は、具体的な内容を（　　）内に御記入ください。

６．御記入が終わりましたら、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、**2024 年９月２日（月）**までに、郵便ポストに御投函ください。

７．調査票の発送、回収、入力は、実施機関である株式会社サーベイリサーチセンターに委託しています。

御不明な点は専用フリーダイヤルまでお問合せください。ＦＡＸや電子メールでも受け付けています。

【お問合せ窓口】TEL＜専用フリーダイヤル・無料＞0120-901-844
（土日祝日を除く9:00～12:00／13:00～18:00）
FAX：03-5615-9264／E-mail：kyokajigyo[at]surece.co.jp
【調査主体】独立行政法人　労働政策研究・研修機構（担当：調査部／奥田）
【調査票の発送・回収・入力委託先】株式会社サーベイリサーチセンター（担当：社会情報部／桑野、根岸）

プライバシーマーク
12390008(12)

【本調査は、オンラインでも御回答いただけます。】
PCやスマートフォンからの御回答はアンケート回答専用ウェブページ
＜＜https://en.surece.co.jp/danzoku02/＞＞　を御利用ください。
下記のＩＤ・パスワードでログインしてください。右記のＱＲコードからもアクセスできます。
ＩＤ　　パスワード

【QR コード】

(*) QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

Ⅰ　あなた自身についてお聞きします。

問１：あなたの性別をお答えください。（１つに○）

１．男性	２．女性	３．その他

問２：令和６（2024）年４月１日現在のあなたの満年齢を御記入ください。

満 [　　] 歳

問３：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（１つに○）

１．正社員	２．契約社員	３．嘱託社員	４．パート・アルバイト
５．その他（具体的に：　　）			

問４：現在働いている会社での勤続年数はどのぐらいですか。（１つに○）

１．１年未満	２．１年以上５年未満	３．５年以上10年未満	４．10年以上15年未満
５．15年以上20年未満	６．20年以上		

Ⅱ　監視・断続的労働（※１）の業務についてお聞きします。

（※１）監視・断続的労働に従事する者の労働時間等に関する規定の適用除外の許可について
事業場が労働基準監督署長の許可を受けることにより、労働基準法で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用を除外することができます(深夜労働に関する規定の適用は除外されないため、深夜労働時間(午後10時から午前５時まで)に対しては２割５分以上の割増賃金の支払いが必要です。)。

問５：あなたは、お勤め先が労働基準監督署から受けている監視・断続的労働に関する許可書（※２）の内容（対象業務等）について知っていますか。（１つに○）

１．許可の内容を概ね知っている
２．許可の内容を一部知っている
３．許可を受けていることは知っているが、許可書（※２）の内容までは知らない
４．許可を受けているかどうか知らない

(※２)監視・断続的労働に関する許可書とは、労働基準監督署から「監視に従事する者に対する適用除外許可書」、「断続的労働に従事する者に対する適用除外許可書」等の名称で事業場に対して交付されているものです。

問６：あなたは監視・断続的労働として、通常どのような業務に就いていますか。**（最も近いもの１つに○）**

１．修繕に関する業務（通常は閑散であるが、事故発生時に備えて待機する業務）
２．寄宿舎の賄い人、寮の管理人
３．警備員
４．役員専属運転手
５．その他（具体的に：　　）

問７：令和６（2024）年４月に、勤務時間（所定労働時間）中に占める手待ち時間（特に作業はなく待機していた時間。以下同じ。）の割合はどの程度でしたか。勤務実績として当てはまるものを回答してください。ただし、手待ち時間中に実際に作業（巡回や、来客対応など。以下同じ。）を行った時間は、手待ち時間から除外して回答してください。（１つに○）

１．ほぼ全て
２．８割以上９割未満
３．７割以上８割未満
４．６割以上７割未満
５．５割以上６割未満
６．５割未満
７．手待ち時間のある業務に就いていない（監視業務にのみ従事し、断続的労働に就いていない）

問８：勤務時間中、実際に作業を行った時間数について、会社側から報告を求められていますか。（実績の有無にかかわらず、制度上どうなっているかでお答えください。）（１つに〇）

１．報告を求められている　　２．報告を求められていない　　３．わからない

問９：勤務時間中、実際に作業を行った時間数について、会社側に報告していますか。（作業日報、作業日誌などに作業を行った時間数も記載している場合には「報告している」を選んでください。）（１つに〇）

１．報告している　　２．報告していない

問 10：監視・断続的労働に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置（※３）を求めたいと思いますか。最も当てはまるものを回答してください。（１つに〇 ）

１．非常にそう思う
２．そう思う
３．あまりそう思わない
４．思わない

（※３）特別の措置とは、監視・断続的労働に就く労働者を対象として、法令で義務づけられているもの以外の健康診断や、産業医等による健康指導、代償休息、特別な休暇、健康相談窓口の設置などの対応を実施することをいいます。

問 11：監視・断続的労働について、今後よりよい労務管理を実現していくためには、どのような制度が必要だと思いますか。当てはまるものを全て選択してください。**（該当全てに〇）**

１．許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）
２．許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい
３．拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである
４．その他（具体的に：　　）
５．特になし（１～４とは同時選択不可）

★★御回答いただき、誠に有り難うございました。★★

同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、２０２４年９月２日（月）までに郵便ポストに御投函ください。